

四日市市告示第596号

四日市市担い手確保・経営強化支援事業費補助金交付要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和4年12月14日

四日市市長 森 智 広

四日市市担い手確保・経営強化支援事業費補助金交付要綱の一部を改正する要綱

四日市市担い手確保・経営強化支援事業費補助金交付要綱（平成28年四日市市告示第81号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(目的)</p> <p>第1条 この要綱は、<u>付加価値額の拡大など経営発展に関する目標を定めてこの目標の達成に取り組む担い手を支援するため、担い手確保・経営強化支援事業実施要綱（平成28年1月20日付け27経営第2612号農林水産事務次官依命通知。以下「国の実施要綱」という。）に基づき</u>、地域の農業の担い手の育成・確保と、農地の集積・集約化を一体的かつ積極的に推進する地域において、担い手が売上高の拡大や経営コストの縮減に取り組む際に必要となる農業用機械等の導入等について<u>その経費の一部を、予算の範囲内において</u>支援を行い、経営発展を促進するため、補助金の交付について必要な事項を定めることを目的とする。</p> <p>(適用法規)</p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 この要綱は、地域の農業の担い手の育成・確保と、農地の集積・集約化を一体的かつ積極的に推進する地域において、担い手が売上高の拡大や経営コストの縮減に取り組む際に必要となる農業用機械等の導入等について支援を行い、経営発展を促進するため、補助金の交付について必要な事項を定めることを目的とする。</p> <p>(適用法規)</p>

第2条 補助金の交付は、国の実施要綱及び四日市市補助金等交付規則（昭和57年四日市市規則第11号）の定めによるほか、この要綱に定めるところによる。

（交付対象者）

第3条 補助金の交付を受けることができる者は、次の各号に掲げる者とする。

(1) 適切な人・農地プラン（人・農地プランの具体的な進め方について（令和元年6月26日付け元経営第494号農林水産省経営局長通知）に定める人・農地プランをいう。以下同じ。）に位置付けられた中心経営体であり、次のいずれかの要件に該当する者

ア （略）

イ 基盤強化法第14条の4第1項の規定に基づき青年等就農計画の認定を受けた認定就農者であること。

第2条 補助金の交付は、担い手確保・経営強化支援事業実施要綱（平成28年1月20日付け27経営第2612号農林水産事務次官依命通知。以下「国の実施要綱」という。）及び四日市市補助金等交付規則（昭和57年四日市市規則第11号）の定めによるほか、この要綱に定めるところによる。

（交付対象者）

第3条 補助金の交付を受けることができる者は、次の各号に掲げる者とする。

(1) 適切な人・農地プランに位置付けられた中心経営体（人・農地プランの具体的な進め方について（令和元年6月26日付け元経営第494号農林水産省経営局長通知）に定める人・農地プランをいう。以下同じ。）であり、次のいずれかの要件に該当する者

ア （略）

イ 基盤強化法第14条の4第3項の認定を受けた認定新規就農者（農業の構造改革を推進するための農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する等の法律（平成25年法律102号。以下「改正法」という。）の施行日前にされた改正法第4条の規定による廃止前の青年等の就農促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法（平成7年法律第2号。以下「旧法」とい

ウ (略)

(2) 人・農地プランを作成していない地域で、農地中間管理機構から賃借権等の設定等を受けた者（設定等を受けることが確定している者を含む。以下同じ。）であって次の要件を満たすもの。

ア 今後の人・農地プランの作成時期や作成の見通しなどを国の実施要綱別紙様式第1号に規定する担い手確保・経営強化支援計画書で明らかにすること。

イ 遅くとも事業承認年度の翌々年度までに人・農地プランを作成すること。

(3) (略)

(交付対象となる事業)

第4条 補助金の交付対象となる事業

う。）第4条第1項の認定を受けた者及び改正法附則第8条第1項の規定によりなお従前の例によることとされる旧法第4条第1項の認定を受けた者を含む。以下同じ。）であること。

ウ (略)

(2) 人・農地プランを作成していない地域で、農地中間管理機構から賃借権等の設定等を受けた者（設定等を受けることが確定している者を含む。以下同じ。）であって次の要件を満たすもの。

ア 今後の人・農地プランの作成時期や作成の見通しなどを担い手確保・経営強化支援計画書で明らかにすること。

イ 遅くとも事業実施年度の翌々年度までに人・農地プランを作成すること。

(3) (略)

(4) 第4条第1号に規定する事業を行う補助対象者が金融機関から融資（以下、事業を行う場合に活用する融資を「プロジェクト融資」という。）を受ける際に、債務保証を行う三重県農業信用基金協会（以下「基金協会」という。）

(交付対象となる事業)

第4条 補助金の交付対象となる事業

は、次の各号に掲げる要件をすべて満たす事業とする。

- (1) 補助対象者が自らの経営において行う次のいずれかに掲げる事業であって、当該事業に要する経費について、国の実施要綱別記第1の4(1)エに規定する機関から行われるプロジェクト融資(以下、事業を行う場合に活用する融資を「プロジェクト融資」という。)を受けていること。ただし、前条第3号に規定する補助対象者(以下「市長が認める者」という。)については、この限りでない。  
ア及びイ (略)

- (2) 個々の事業内容ごとに、国の実施要綱別記第1の4(1)ウ(イ)に記載の基準を満たしていること。

(補助率)

第5条 補助対象者に対する補助率は2分の1以内とし、交付する補助金の額は、次のアからエまでのうち最も低い額(市長が認める者である場合は、ア又はウのいずれか低い額)を限度とする。

アからウまで (略)

エ 次に該当する者ごとに次に定める額

(ア) 第3条第1号又は第2号に該当する者 法人3,000万円、法人以外の者1,500万円

(イ) 第3条第3号に該当する者

は、次の各号に掲げる事業とする。

- (1) 補助対象者が自らの経営において行う次に掲げる事業であって、当該事業に要する経費について、プロジェクト融資を受けるもの。ただし、前条第3号に規定する補助対象者(以下「市長が認める者」という。)については、プロジェクト融資を受けないで行う取組も対象とする。

ア及びイ (略)

(補助率)

第5条 補助対象者に対する補助率は2分の1以内とし、交付する補助金の額は、次のアからウまでのうち最も低い額(市長が認める者である場合は、ア又はウのいずれか低い額)を限度とする。

アからウまで (略)

100万円

(交付の申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする補助対象者（以下「申請者」という。）は、四日市市担い手確保・経営強化支援事業費補助金交付申請書（第1号様式）及び担い手確保・経営強化支援計画個別経営体調書（国の実施要綱別紙様式第1号別紙1）を、市長の指定する期日までに、市長に提出しなければならない。

2及び3 （略）

(交付の決定)

第7条 市長は、前条第1項の規定による補助金の交付の申請があったときは、当該申請書等の書類の審査及び必要に応じて行う調査等により、補助金を交付すべきものと認めるときは、速やかに交付の決定をするものとする。

(決定の通知)

2 基金協会に交付する補助金の額は、保証付きプロジェクト融資額の15分の1とする。

(交付の申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする補助対象者（以下「申請者」という。）は、担い手確保・経営強化支援事業費補助金交付申請書（第1号様式）を、市長の指定する期日までに、市長に提出しなければならない。

2及び3 （略）

4 補助金の交付を受けようとする基金協会は、担い手確保・経営強化支援事業費（追加的信用供与事業費）補助金交付申請書（第2号様式）を、市長の指定する期日までに、市長に提出しなければならない。

(交付の決定)

第7条 市長は、前条第1項及び第4項の規定による補助金の交付の申請があったときは、当該申請書等の書類の審査及び必要に応じて行う調査等により、補助金を交付すべきものと認めるときは、速やかに交付の決定をするものとする。

(決定の通知)

第9条 市長は、補助金の交付を決定したときは、速やかにその決定の内容及びこれに条件を付した場合はその条件を、四日市市担い手確保・経営強化支援事業費補助金交付決定通知書（第2号様式）により申請者に通知するものとする。

（着工）

第13条 補助事業の着工は、原則として第7条の交付の決定に基づき行うものとする。ただし、補助事業者が交付の決定前に着工する場合にあっては、その理由を明記した、四日市市担い手確保・経営強化支援事業に係る交付決定前着工届（第3号様式）を市長に提出するものとする。この場合において、補助事業者は、交付の決定までのあらゆる損失等は自らの責任とすることを明らかにした上で行うものとする。

2 補助事業者は、補助事業に着工したときは、速やかにその旨を四日市市担い手確保・経営強化支援事業に係る着工届（第4号様式）により、市長に届け出るものとする。

（補助事業の内容の変更）

第15条 補助事業者が補助金の交付決定通知を受けた後において補助事業等の内容の変更（補助事業の完了後における成果物の変更を含み、市長の定める軽微な変更を除く。）をする場合又は

第9条 市長は、補助金の交付を決定したときは、速やかにその決定の内容及びこれに条件を付した場合はその条件を、担い手確保・経営強化支援事業費補助金交付決定通知書（第3号様式）により申請者及び基金協会に通知するものとする。

（着工）

第13条 補助事業の着工は、原則として第7条の交付の決定に基づき行うものとする。ただし、補助事業者が交付の決定前に着工する場合にあっては、その理由を明記した、担い手確保・経営強化支援事業に係る交付決定前着工届（第4号様式）を市長に提出するものとする。この場合において、補助事業者は、交付の決定までのあらゆる損失等は自らの責任とすることを明らかにした上で行うものとする。

2 補助事業者は、補助事業に着工したときは、速やかにその旨を担い手確保・経営強化支援事業に係る着工届（第5号様式）により、市長に届け出るものとする。

（補助事業の内容の変更）

第15条 補助事業者が補助金の交付決定通知を受けた後において補助事業等の内容の変更（補助事業の完了後における成果物の変更を含み、市長の定める軽微な変更を除く。）をする場合又は

補助事業等中止し、若しくは廃止しようとする場合は、直ちに市長に四日市市担い手確保・経営強化支援事業費補助金変更承認申請書（第5号様式）を提出し、市長の承認を受けなければならない。

2 (略)

3 市長は、第1項の規定による変更承認申請書を受理したときは、変更内容を審査し、第7条の規定による決定を変更することができる。

(変更決定通知)

第16条 市長は、前条第3項の規定により当該補助金等の交付の変更を承認したときは、四日市市担い手確保・経営強化支援事業費補助金変更決定通知書（第6号様式）により補助事業者に通知するものとする。

(竣工)

第17条 補助事業者は、補助事業が竣工した場合には、速やかにその旨を四日市市担い手確保・経営強化支援事業に係る竣工届（第7号様式）により、市長に届け出るものとする。

補助事業等中止し、若しくは廃止しようとする場合は、直ちに市長に担い手確保・経営強化支援事業費補助金変更承認申請書（第6号様式）を提出し、市長の承認を受けなければならない。

2 (略)

3 第1項に規定する変更について基金協会が行う場合は、担い手確保・経営強化支援事業費（追加的信用供与事業費）補助金変更承認申請書（第7号様式）によるものとする。

4 市長は、第1項及び第3項の規定による変更承認申請書を受理したときは、変更内容を審査し、第7条の規定による決定を変更することができる。

(変更決定通知)

第16条 市長は、前条第4項の規定により当該補助金等の交付の変更を承認したときは、担い手確保・経営強化支援事業費補助金変更決定通知書（第8号様式）により補助事業者に通知するものとする。

(竣工)

第17条 補助事業者は、補助事業が竣工した場合には、速やかにその旨を竣工届（第9号様式）により、市長に届け出るものとする。

(実績報告)

第18条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、四日市市担い手確保・経営強化支援事業費補助金実績報告書(第8号様式)に市長の定める書類を添えて市長に提出しなければならない。

2 (略)

3 第6条第3項ただし書により交付の申請をした補助事業者は、第1項の実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合には、その金額(前項の規定により減額した補助事業者については、その金額が減じた額を上回る部分の金額)について、速やかに、仕入れに係る消費税等相当額報告書(第9号様式)を市長に報告するとともに、市長の返還命令を受けてこれを返還しなければならない。

(額の確定及び交付)

第20条 市長は、第18条第1項の規定による実績報告書が提出されたときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、交付すべき補助金の額を確定

(実績報告)

第18条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、担い手確保・経営強化支援事業費補助金実績報告書(第10号様式)に市長の定める書類を添えて市長に提出しなければならない。

2 前項に規定する報告について基金協会が行う場合は、四日市市担い手確保・経営強化支援事業費(追加的信用供与事業費)補助金実績報告書(第11号様式)によるものとする。

3 (略)

4 第6条第3項ただし書により交付の申請をした補助事業者は、第1項の実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合には、その金額(前項の規定により減額した補助事業者については、その金額が減じた額を上回る部分の金額)について、速やかに、仕入れに係る消費税等相当額報告書(第12号様式)を市長に報告するとともに、市長の返還命令を受けてこれを返還しなければならない。

(額の確定及び交付)

第20条 市長は、第18条第1項及び第2項の規定による実績報告書が提出されたときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、交付すべき補助金



し、四日市市担い手確保・経営強化支援事業費補助金交付額確定通知書（第10号様式）により当該補助事業者  
に通知するものとする。

2 補助事業者は、前項の規定による通知を受けたときは、請求書（第11号様式）により、市長に補助金を請求するものとする。

3 及び 4 （略）

（帳簿及び書類の備え付け）

第23条 （略）

2 補助事業者は、補助事業に係る整備施設等について、財産管理台帳（第12号様式）及び管理運営日誌・利用簿（第13号様式）を備え、これを適切に管理しなければならない。

3 補助事業者は、前項に規定する書類について、各年度末までに少なくとも一度市長に提出しなければならない。

4 補助事業者は、第1項の帳簿及び書類並びに第2項の書類を、当該補助事業の完了の日の属する年度の翌年度から整備施設等の処分制限期間まで保存しなければならない。

の額を確定し、担い手確保・経営強化支援事業費補助金交付額確定通知書（第13号様式）により当該補助事業者  
に通知するものとする。

2 補助事業者は、前項の規定による通知を受けたときは、請求書（第14号様式）により、市長に補助金を請求するものとする。

3 及び 4 （略）

（帳簿及び書類の備え付け）

第23条 （略）

2 補助事業者は、補助事業に係る整備施設等について、財産管理台帳（第15号様式）を備え、これを適切に管理しなければならない。

3 第1項の帳簿及び書類並びに前項の財産管理台帳は、補助事業者にあっては、当該補助事業の完了の日の属する年度の翌年度から整備施設等の処分制限期間まで、基金協会にあっては、国の実施要綱第3の2の追加的信用供与事業において保証が付された融資に係る全ての保証業務が終了（保証債務の償還、求償権の回収または償却が終了した時点をいう。）するまで、保存しなければならない。

(財産の処分の制限)

第24条 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産で次に掲げるものを、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供する場合は、四日市市担い手確保・経営強化支援事業で取得又は効用の増加した施設等の処分の承認申請書(第14号様式)を市長に提出し、承認を受けなければならない。ただし、当該財産がその耐用年数(減価償却資産の耐用年数に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)に規定する耐用年数をいう。)を経過した場合は、この限りでない。

- (1) (略)
- (2) 機械及び重要な器具
- (3) (略)

(災害の報告)

第25条 補助事業者は、施設等について、処分制限期間内に天災その他の災害を受けたときは、直ちに、四日市市担い手確保・経営強化支援事業で取得又は効用の増加した施設等の災害報告書(第15号様式)により、市長に報告しなければならない。

(目標達成状況報告)

第27条 補助事業者は、国の実施要綱別記第1の6の(2)に基づく計画の承

(財産の処分の制限)

第24条 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産で次に掲げるものを、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供する場合は、担い手確保・経営強化支援事業で取得又は効用の増加した施設等の処分の承認申請書(第16号様式)を市長に提出し、承認を受けなければならない。ただし、当該財産がその耐用年数(減価償却資産の耐用年数に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)に規定する耐用年数をいう。)を経過した場合は、この限りでない。

- (1)
- (2) 機械及び重要な器具で、市長が定めるもの
- (3) (略)

(災害の報告)

第25条 補助事業者は、施設等について、処分制限期間内に天災その他の災害を受けたときは、直ちに、担い手確保・経営強化支援事業で取得又は効用の増加した施設等の災害報告書(第17号様式)により、市長に報告しなければならない。

認年度から目標年度まで、毎年度、国の実施要綱別記第2の1に規定する担  
い手確保・経営強化支援事業目標達成  
状況報告書（国の実施要綱別紙様式第  
4号）を翌年度の4月末日までに市長  
に提出しなければならない。

（関係書類の整備）

第28条 補助事業者は、事業終了年度  
の翌年度から起算して5年間、本事業  
の実施に係る次に掲げる関係書類等を  
整理保存しておくものとする。ただし、  
本事業により取得し、又は効用の増加  
した財産で第24条に定める処分制限  
期間を経過しない場合においては、国  
の実施要綱別記第6の6に記載の管理  
関係書類を整理保存するものとする。

- (1) 配分基準表に基づくポイント化の  
根拠となる資料
- (2) 成果目標に係る現状及び担い手支  
援計画承認年度から目標年度までの  
各年度の目標の設定に関する資料
- (3) 導入等した機械等の規模決定の根  
拠となる資料
- (4) 成果目標に係る実績の根拠となる  
資料
- (5) 市長が認める者の判断基準に適合  
することを証する資料（第3条第3  
号に該当する者に限る。）

（補助金の評価）

第29条 （略）

（補助金の評価）

第27条 （略）

(補則)

第30条 (略)

(補則)

第28条 (略)

第1号様式から第15号様式までを次のように改める。

第1号様式（第6条関係）

年 月 日

四日市市長

住 所

氏 名

年度 四日市市担い手確保・経営強化支援事業費補助金交付申請書

年度において、担い手確保・経営強化支援事業を実施したいので、四日市市担い手確保・経営強化支援事業費補助金交付要綱第6条第1項の規定に基づき下記のとおり申請します。

記

1. 補助金等交付申請金額 金 円

2. 添付書類

(1) 担い手確保・経営強化支援計画個別経営体調書

(2) その他

住所

氏名

年度 四日市市担い手確保・経営強化支援事業費補助金交付決定通知書

年 月 日付けで交付申請のあった 年度四日市市担い手確保・経営強化支援事業費補助金については、四日市市担い手確保・経営強化支援事業費補助金交付要綱第7条の規定に基づき、下記のとおり交付することに決定したので通知します。

年 月 日

四日市市長

記

1. 補助金の額 金 円
2. 補助金の対象となる事業
3. 補助金等の交付条件
  - (1) 補助金等に関する法令、規則及び交付要領に定めるところの条件に従わなければならない。
  - (2) 事業の変更又は、事業の遂行が困難なときは、速やかに報告すること。
  - (3) この補助金に係る帳簿及び証拠書類を補助事業終了の年次の次の年度から5か年整理保存しなければならない。
  - (4) 示された条件に従わない場合は、補助金の返還を命じることがある。
  - (5) この事業に係る一切のことについて、市、県及び国が監査を行うことがある。

四日市市長

住所

※氏名

年度 四日市市担い手確保・経営強化支援事業に係る交付決定前着工届

年度担い手確保・経営強化支援計画個別経営体調書に基づく整備事業について、下記条件を了承の上、交付決定前に着工したいので、四日市市担い手確保・経営強化支援事業費補助金交付要綱第13条第1項ただし書に基づき届け出ます。

記

- 1 補助金の交付決定を受けるまでの期間内に、天災地変等の事由によって実施した事業に損失を生じた場合、これらの損失は、自らが負担する。
- 2 補助金の交付決定を受けた補助金額が交付申請額又は交付申請予定額に達しない場合においても、異議がない。
- 3 当該事業については、着工から補助金の交付決定を受ける期間内においては、計画変更は行わない。

整備内容	総事業費	着工予定 年月日	竣工予定 年月日	交付決定前 着工の理由

※申請者の記載にあたっては、署名（法人その他の団体にあたっては、代表者の署名）又は記名押印をすること。

第4号様式（第13条関係）

年 月 日

四日市市長

住所

氏名

年度 四日市市担い手確保・経営強化支援事業に係る着工届

年度担い手確保・経営強化支援計画個別経営体調書に基づく事業について、下記のとおり着工しましたので届け出ます。

記

整備内容 (機械・施設名等)	
事業費(円)	
着工住所	
契約年月日	年 月 日
完了予定年月日	年 月 日

注：工程表等を添付すること。



年 月 日

四日市市長

住 所

氏 名

年度 四日市市担い手確保・経営強化支援事業費補助金変更承認申請書

年 月 日付け四日市市 第 号一 で交付決定のあった 年度四日市市担い手確保・経営強化支援事業について、下記のとおり変更したいので、四日市市担い手確保・経営強化支援事業費補助金交付要綱第15条第1項の規定に基づき承認されたく申請します。

記

1. 補助金等変更申請額 金 円
2. 変更の理由
3. 変更の内容
4. 添付書類
  - (1) 担い手確保・経営強化支援計画個別経営体調書
  - (2) その他

住所

氏名

年度 四日市市担い手確保・経営強化支援事業費補助金変更決定通知書

年 月 日付けで申請のあった 年度四日市市担い手確保・経営強化支援事業費補助金変更申請については、四日市市担い手確保・経営強化支援事業費補助金交付要綱第16条の規定に基づき承認したので、補助金の交付決定を下記のとおり変更します。

年 月 日

四日市市長

記

1. 補助金の変更決定額 金 円
2. 補助事業の変更内容
3. 補助金等の交付条件
  - (1) 補助金等に関する法令、規則及び交付要領に定めるところの条件に従わなければならない。
  - (2) 事業の変更又は、事業の遂行が困難なときは、速やかに報告すること。
  - (3) この補助金に係る帳簿及び証拠書類を補助事業終了の年次の次の年度から5か年整理保存しなければならない。
  - (4) 示された条件に従わない場合は、補助金の返還を命じることがある。
  - (5) この事業に係る一切のことについて、市、県及び国が監査を行うことがある。

第7号様式（第17条関係）

年 月 日

四日市市長

住所

氏名

年度 四日市市担い手確保・経営強化支援事業に係る竣工届

年度担い手確保・経営強化支援計画個別経営体調書に基づく事業について、下記のとおり  
事業が完了しましたので届け出ます。

記

整備内容 (機械・施設名)	
事業費(円)	
着工住所	
契約年月日	年 月 日
竣工年月日	年 月 日
関係法令検査年月日	
竣工検査年月日 (または予定年月日)	年 月 日
引渡し年月日 (または予定日)	

注：必要に応じ、請負人等からの完了届の写しを添付すること。

第8号様式（第18条関係）

年 月 日

四日市市長

住所

氏名

年度 四日市市担い手確保・経営強化支援事業費補助金実績報告書

年 月 日付け四日市市 第 号一 をもって交付決定のあった 年度四日市市担い手確保・経営強化支援事業について、下記のとおり実施したので、四日市市担い手確保・経営強化支援事業費補助金交付要綱第18条第1項の規定に基づき下記のとおり報告します。

記

1. 事業実績 担い手確保・経営強化支援計画個別経営体調書のとおり
2. 添付書類 担い手確保・経営強化支援計画個別経営体調書

第9号様式（第18条関係）

年 月 日

四日市市長

住 所

氏 名

年度仕入れに係る消費税等相当額報告書

年 月 日付け四日市市 第 号一 で交付決定のあった 年度四日市市担  
い手確保・経営強化支援事業について、四日市市担い手確保・経営強化支援事業費補助金交付要綱第  
18条第3項の規定に基づき下記のとおり報告します。

記

- |    |                                      |   |   |
|----|--------------------------------------|---|---|
| 1. | 年 月 日付け四日市市 第 号一                     | 金 | 円 |
|    | による額の確定通知額                           |   |   |
| 2. | 補助金の確定時に減額した仕入れに係る消費税等相当額            | 金 | 円 |
| 3. | 消費税及び地方消費税の申告により確定した仕入れに係る<br>消費税相当額 | 金 | 円 |
| 4. | 補助金返還相当額（3－2）                        | 金 | 円 |

住所  
氏名

年度 四日市市担い手確保・経営強化支援事業費補助金交付額確定通知書

年 月 日付で提出のあった 年度四日市市担い手確保・経営強化支援事業費補助金実績報告書については、四日市市担い手確保・経営強化支援事業費補助金交付要綱第20条第1項の規定に基づき、下記のとおり交付額を確定しましたので通知します。

年 月 日

四日市市長

記

補助金の確定額 金 円

第11号様式（第20条関係）

年 月 日

請 求 書

四日市市長

住 所

氏 名

（署名又は記名押印してください）

下記の金額を請求いたします。

金 \_\_\_\_\_ 円

但し、 年度四日市市担い手確保・経営強化支援事業費補助金









四日市市長

住 所

氏 名

年度 四日市市担い手確保・経営強化支援事業で  
取得又は効用の増加した施設等の処分の承認申請書

年度において四日市市担い手確保・経営強化支援事業で取得又は効用が増加した施設等を処分（目的外使用、譲渡、交換、貸付、担保）する必要が生じたので、下記のとおりその承認を申請します。

記

1. 承認申請に係る機械・施設の概要

- (1) 機械・施設の所在地
- (2) 機械・施設の構造、規格、規模等
- (3) 事業費（うち補助金）
- (4) 取得年月日

2. 承認申請の理由

3. 承認申請に係る事項

- (1) 処分予定時期
- (2) 処分（目的外使用、譲渡、交換、貸付、担保）の概要
  - ア 施設等の処分方法及び処分後の利用（稼動）計画
  - イ 処分に伴う条件等
  - ウ 処分額又は処分するために必要とする改造等の内容及び所要事業費
- (3) その他

4. 添付書類

- (1) 財産管理台帳の写し
- (2) その他市長が必要と認める書類

(注) 交換の場合にあつては、3の(3)を(4)とし、(2)の次に次の事項を追加する。

- (3) 交換の対象機械・施設の概要
  - ア 機械・施設の所在地
  - イ 機械・施設の構造、規格、規模等
  - ウ 取得予定価格及び取得方法
  - エ 機械・施設の利用計画

四日市市長

住 所

氏 名

年度 四日市市担い手確保・経営強化支援事業で  
取得又は効用の増加した施設等の災害報告書

年度において四日市市担い手確保・経営強化支援事業で取得又は効用が増加した施設等が  
災害により被災したので、報告します。

記

1. 被災機械・施設の概要
  - (1) 機械・施設の所在地
  - (2) 機械・施設の構造、規格、規模等
  - (3) 事業費（うち補助金）
  - (4) 取得年月日
2. 災害の概要
  - (1) 災害の原因
  - (2) 被災の程度
3. 被害見積価格（復旧可能なものにあつては、復旧見込額）
4. その他（災害復旧計画及び資金計画）
5. 添付資料
  - (1) 財産管理台帳の写し
  - (2) その他市長が必要と認める書類

第16号様式から第17号様式までを削る。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。

(商工農水部農水振興課)